


# 沖縄国際物流拠点活用推進事業ロジックモデル

**事業の目的**：先進的かつ沖縄の特色を生かしたものづくり事業及び沖縄で付加価値を付ける物流事業に要する経費を総合的に支援することにより、沖縄から搬出される製品の増加を図るとともに、沖縄の国際物流拠点の活用を推進し、もって沖縄の産業の振興に寄与することを目的とする。

インプット	アクティビティ	アウトプット	アウトカム	インパクト
<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算額【29年度】816 (単位:百万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄の国際物流拠点を活用して製品を県外へ搬出する、①先進的かつ沖縄の特色を生かしたものづくり事業や、②沖縄で付加価値を付ける物流事業に対して、その整備や製品開発、販路開拓等を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的かつ沖縄の特色を生かしたものづくり事業又は沖縄で付加価値を付ける物流事業であって、国際物流拠点を活用する事業を広くカバーし公募。</li> <li>・国際物流拠点の活用の程度、新規性又は付加価値の程度、事業の妥当性・実行可能性の程度、事業の成長性・持続可能性の程度等について採択審査委員会において総合的に審査の上、採択を決定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄のものづくり事業(移出・輸出型の県内製造業等)の強化</li> <li>・付加価値を付ける物流事業の創出</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業による国際物流拠点を活用した製品の県外搬出の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄から搬出される製品の増加を図るとともに、沖縄の国際物流拠点の活用を推進し、もって沖縄の産業の振興に寄与すること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定) Ⅲ-1-(3)</li> <li>・沖縄県の片荷状況の例として、那覇港においては、(平成28年で)移出コンテナ貨物の90.1%が空コンテナ、輸出コンテナ貨物の52.2%が空コンテナ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄振興計画(平成24年5月沖縄県) 第2章 3-(2)、4-(5) 第3章 3-(4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募件数(【平成29年度実績】44件)</li> <li>・補助事業採択件数(【平成29年度実績】8件)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間の最終年度の県外搬出額／補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の県外搬出額×100(%) (目標)</li> <li>上記の県外搬出額の伸び率が、国際物流拠点産業集積地域(旧特別自由貿易地域)における過去5年間(H25-H29)の県外搬出額の伸び率(2倍)を上回る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海上出入貨物における沖縄からの移出/輸出量の増(港湾統計)</li> <li>・那覇空港貨物取扱量における輸出量の増(沖縄地区税関「那覇空港貨物取扱量」)</li> </ul>

## 手段と目標の因果関係に関する検討の結果

・ものづくり事業(移出・輸出型の県内製造業等)及び沖縄で付加価値を付ける\*物流事業への総合的な支援は、沖縄から移出/輸出される貨物量の増加につながるものと考えられる。( \*沖縄県内で検査・加工等の工程を行い、沖縄発の貨物とすること(単なる積替を除く。) )また、沖縄から移出/輸出される貨物量を増加させることは、①現在生じている出入荷のアンバランスを是正して物流の合理化(及び輸送コストの低減)を図るとともに、②貨物路線の維持・拡充を図り、わが国における沖縄の物流ハブとしての機能や利便性を高め、更に取扱量を増やすといったプラスのサイクルを確立し、沖縄の国際物流拠点の活用を推進することにつながるものと考えられる。

## 【1】課題把握・目標設定

沖縄は、成長著しいアジアの玄関口に位置するなど、国際物流拠点として高い地理的優位性や潜在力を有しており、現在では、那覇空港の国際貨物取扱量が全国4位、那覇港のコンテナ取扱量が全国7位と順調に推移している。

しかし、ものづくり事業が脆弱であること（注1）に起因して、未だ沖縄県内から県外への搬出量は少なく（注2）、また、沖縄で付加価値を付ける物流事業が未発達であることに起因して、沖縄が単にモノの経由地になっているといった課題も挙げられている。

そのため、ものづくり事業（移出・輸出型の県内製造業等）の強化や、付加価値を付ける物流事業の創出により、沖縄から移出・輸出される貨物量を増加させるとともに、沖縄の国際物流拠点の活用を推進し、もって沖縄の産業の振興に寄与することを目的とする。（注3）具体的な成果目標については「本事業による国際物流拠点を活用した製品の県外搬出について、補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間の当該県外搬出額の伸び率が、国際物流拠点産業集積地域（旧特別自由貿易地域）における過去5年間（H25・H29）の県外搬出額の伸び率（2倍）を上回ること」とする。

（注1）沖縄は、製造業の全産業に占める県内総生産比率が5%（全国：21%）と著しく低く、沖縄の地の利を生かし国際物流拠点の活用につなげる観点から、ものづくり産業の育成が急務。

（注2）沖縄県の港湾取扱貨物量は、輸入・移入量が移出・輸出量を上回っている。特に那覇港においては、（平成28年で）移出コンテナ貨物の90.1%が空コンテナ、輸出コンテナ貨物の52.2%が空コンテナと片荷状況にあり、その結果が物流コストにも影響していると考えられる。

また、那覇空港についても、平成29年分速報値では輸入が輸出の約三倍となっている。

（注3）沖縄振興基本方針（平成24年5月11日内閣総理大臣決定）Ⅲ-1-(3)、沖縄振興計画（平成24年5月沖縄県）第2章3-(2)、4-(5)、第3章3-(4)

## 【2】政策手段の比較・検討

上記の課題を解決し、沖縄を国際物流拠点として一層活性化していくためには、地方創生のモデルとなり得る優れた取組の創出、強力なインセンティブ付与等の観点を踏まえつつ、補助期間を1年間に限り、事業化段階をターゲットとして、設備投資に限らず、販路開拓等の経費を含めて集中的かつ総合的・一体的に

支援することは有効と考えられる。（企業の事業計画を最大限前倒しし、搬出計画を最大化させるなど、沖縄が日本経済再生の牽引役となるよう国家戦略として沖縄振興策を積極的に推進する観点からも適切と考えられる。）

平成 29 年度の申請は 44 件、申請総額約 38 億円、平成 30 年度の申請は 38 件、申請総額約 29 億円など、企業側のニーズも高い事業である。

他省庁事業と比較した場合、製造業を対象とした代表的な補助金として、例えば、経済産業省の「戦略的基盤技術高度化支援事業」や「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」があるが、これらは中小企業等を対象とし、主としてものづくり基盤技術の高度化を図るための研究開発や生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発等の取組に特化して支援するものである。

他方、【1】で述べた目的（沖縄から移出・輸出される貨物量を増加させること）の効果的な達成を図る上では、事業化段階をターゲットとし、移出・輸出型の県内製造業等や沖縄で付加価値を付ける物流事業に該当する幅広い事業内容・事業者の中から、優れた取組を集中的かつ総合的・一体的に支援する本事業の政策手段が有効である。（注5）

### （注5）他省庁の補助金による個社支援との比較

事業名	ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業（経済産業省）	国際物流拠点活用推進事業との比較	事業名	戦略的基盤技術高度化支援事業（経済産業省）	国際物流拠点活用推進事業との比較
事業概要	中小企業・小規模事業者が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援。	左記事業は、中小企業の革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援するものであり、試作品開発・生産プロセスの改善については、特定の12分野（デザイン開発、情報処理、精密加工等）の技術を活用した事業を行う中小企業・小規模事業者を対象としている。 国際物流拠点活用推進事業（以下「本事業」という。）では、先進的かつ沖縄の特色を生かしたものづくり事業または沖縄で付加価値を付ける物流事業であって、国際物流拠点を活用して製品を県外へ搬出する事業であれば、特に分野を限定しておらず、カバーできる範囲が広い。	事業概要	中小ものづくり高度化法の認定等を受けた中小企業・小規模事業者が、大学・公設試等と連携して取り組む、同法に定める情報処理、精密加工、立体造形等の12の技術分野に関する研究開発等の取組を最大3年間支援。	左記事業は、主として研究開発段階の支援を行うものであり、法認定等を受けた研究開発計画に基づく事業が対象であるのに対し、国際物流拠点活用推進事業（以下「本事業」という。）は、事業化段階を支援するものである。また、事業認定の必要はなく、先進的かつ沖縄の特色を生かしたものづくり事業または沖縄で付加価値を付ける物流事業であって、国際物流拠点を活用して製品を県外へ搬出する事業であれば、特に分野を限定しておらず、カバーできる範囲が広い。
実施方法	補助（対象経費の2/3または1/2以内）	補助（対象経費の2/3以内）	実施方法	補助（対象経費の2/3以内※大学・公設試等は定額）	補助（対象経費の2/3以内）
補助の種類	予算補助	予算補助	補助の種類	予算補助	予算補助
対象経費	・機械装置費 ・技術導入費 ・クラウド利用費 等 上限額：1000万円、500万円 （連携体の場合は、連携体参加数×200万を上限額に追加）	本事業は、設備投資に限らず、販路開拓等の経費を含めて総合的に支援するものであり、カバーできる範囲が広い。 上限額：2億円	対象経費	・物品費（機械装置備品費等） ・人件費・謝金 ・旅費 ・委託費 ・その他（外注費、運搬費等） 上限額：初年度 4,500万円 2年度 初年度の2/3 3年度 初年度の1/2	左記事業は、製品の生産を目的とした機械装置導入費用を対象外とする等、研究開発及びその事業化に関する経費のみを対象としており、研究開発を伴わない事業は対象外である。 本事業は、事業化段階を支援するものであり、製品の生産を目的とした機械装置導入費用が対象となるほか、研究開発（試作品開発）を伴わない事業についても対象となる。 上限額：2億円（初年度のみ）
対象者	中小企業・小規模事業者、特定非常利活動法人	本事業は、ものづくり事業、物流事業の支援による国際物流拠点の活用推進が目的であるため、中小企業に限定しない。	対象者	中小企業・小規模事業者、大学・公設試等による共同体	本事業は、ものづくり事業、物流事業の支援による国際物流拠点の活用推進が目的であるため、事業を行う企業や個人事業者が対象である。事業者は単独で応募可能。

### 【3】手段と目標の因果関係の検討

ものづくり事業（移出・輸出型の県内製造業等）への補助や、沖縄で付加価値を付ける物流事業への補助は、沖縄から国際物流拠点を活用して移出・輸出される貨物量を増加させると考えられる。

また、沖縄から国際物流拠点を活用して移出・輸出される貨物量を増加させることは、①現在生じている出入荷のアンバランスを是正して物流の合理化（及び輸送コストの低減）を図り、また、②貨物路線の維持・拡充を図ることによって、わが国における沖縄の物流ハブとしての機能や利便性を高め、更に取り扱量を増やすといったプラスのサイクルを確立し、沖縄の国際物流拠点の活用を推進することにつながる。

#### 【4】効果の測定

昨年度から開始した事業であり成果実績は現時点で把握していないが、成果目標の達成状況の把握については、本事業では事業終了から5年の間、補助事業者に対し、国際物流拠点の活用状況等の報告等（※）を毎年度求めることとしているところ。当該報告書のうち「国際物流拠点活用状況報告書」は、補助事業者が、各年度における国際物流拠点からの搬出額及び搬出量を記載することとなっているため、成果目標の達成状況を確認することは可能。

実績報告書に加え、これらの報告書等を確認・分析し、より一層の効率的で有効な事業の実施に努めて参りたい。

※「事業化状況報告書」（交付要綱様式第11）、「国際物流拠点活用状況報告書」（公募要領別紙2）、「雇用計画等進捗状況報告書」（公募要領別紙3）

# 沖縄国際物流拠点活用推進事業（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室）

29年度予算額 8.2億円

## 事業概要・目的

- 沖縄は、成長著しいアジアの玄関口に位置するなど、国際物流拠点として高い地理的優位性や潜在力を有しており、現在では、那覇空港の国際貨物取扱量が全国4位、那覇港のコンテナ取扱量が全国7位と順調に推移しています。
- しかし、①ものづくり事業が脆弱であることに起因して、未だ沖縄県内から県外への搬出量は少なく、②また、沖縄で付加価値を付ける物流事業が未発達であることに起因して、沖縄が単にモノの経由地になっているといった課題も挙げられています。
- こうした諸課題を解決し、沖縄を国際物流拠点として一層活性化していくためには、ものづくり事業の強化や、付加価値を付ける物流事業の創出が必要です。
- 本事業では、同拠点を活用して製品を県外へ搬出する、①先進的かつ沖縄の特色を生かしたものづくり事業や、②沖縄で付加価値を付ける物流事業を支援することで、沖縄の国際物流拠点としての更なる活性化を目指します。
- 本事業は、国として重点的に推進すべき、先進的で地方創生のモデルとなる取組を支援するものです。

## 補助率等

- 補助率：2/3（補助上限額2億円）
- 補助期間：1年度限り
- 補助対象経費：  
人件費、謝金、旅費、試作品・サービス開発費（原材料費、外注費）  
販路開拓費、機械設備費、賃借料、運送費、会議費、事務費  
※ 土地の購入や建物の建設費は対象外です。

## 事業イメージ・具体例

- 沖縄の国際物流拠点を活用して製品を県外へ搬出する、①先進的かつ沖縄の特色を生かしたものづくり事業や、②沖縄で付加価値を付ける物流事業に対して、その整備や製品開発、販路開拓等を支援します。

（想定例）

- ✓ 沖縄や全国の農水産品を活用して、アジア等海外に搬出するものづくり事業
- ✓ 従来の物流機能だけでなく、修理・加工等の付加価値を付ける物流事業

<事業イメージ>

